

令和 1 年 9 月 2 4 日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

ふるさと納税制度(寄附金)の改正

「ふるさと納税制度」は、ふるさとや応援したい自治体に寄附することで社会貢献や行政に対する意識が高まると考えます。そうした中、高額な返戻金やその地域の名産品とは言えない品物等の返礼品など度々問題視されて来ましたが、一部の自治体で改善が見られないこともあり今回の改正に至りました。

【改正点】令和元年6月1日以降からの寄附金については、次の基準に適合するものが対象となります。

1. 総務大臣が指定した自治体であること。
2. 上記1の自治体で、返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす必要があります。
 - ① 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ② 返礼品を地場産品とすること

【総務大臣の指定とは】

指定を受けようとする自治体は、ふるさと納税に関する申請書を包括する都道府県を經由して総務大臣に提出しますが、原則として1年ごとの指定で、基準に満たない場合には取り消されます。

【返礼品の要件である地場産品とは】…主なもの

- ① 自治体区域内において生産されたもの
- ② 自治体区域内において原材料の主要な部分が生産されたもの
- ③ 自治体の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等で自治体独自の返礼品が明白なもの

【寄附する自治体の選定】

指定を受けた自治体については、各自治体のふるさと納税募集ホームページ等で、指定を受けたことを確認できるようになっています。

一方の、指定を受けていない自治体は、寄附者に対してはふるさと納税の対象外であることを明示した上で寄附金を受領することとされていますので、6月以降で「ふるさと納税」をする場合は寄附先の自治体が指定を受けているか及び返礼品が地場産品であるかの確認が必要です。

【ワンストップ特例制度】

確定申告を行わなくても、下記条件に該当する人は寄附先の自治体に申請することで、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みになっています。

- 1 寄附を行った年の所得について確定申告をする必要のない人
- 2 1年間のふるさと納税(寄附)先自治体が5つまでの人

※ふるさと納税で寄附をすると、寄附金のうち2千円を超える部分が税金から控除されます。

ただし、控除額は年収や家族構成等の条件により異なりますが寄附するメリットは有ると考えます。